



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 49 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

訓 令

島根県会計事務決裁規程の一部改正

(会 計 課)

訓

令

島根県訓令第 5 号

会計課  
審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 7 号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同条第 8 号を削る。

第 5 条及び第 6 条（見出しを含む。）中「課長補佐又は係長」を「グループリーダー」に改める。

第 9 条の表出納局出納員の項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

第11条第 1 項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 1 第 1 号出納長決裁事項の欄の 3 中「1 億円」を「2 億円」に改め、同欄の 5 中「及び旅費」を「旅費、扶助費及び償還金、利子及び割引料」に改め、同表第 5 号出納長決裁事項の欄の 1 中「規則その他の規程」を「及び規則」に改め、同欄の 3 中「1,000万円」を「2,000万円」に、「及び重要物品の処分（普通財産にあっては、売却するものに限る。）」を「の売却及び 1 件2,000万円以上の重要物品の処分」に改め、同欄の 5 から 7 までの規定中「5,000万円」を「7,000万円」に改め、同欄の 9 を削り、同欄の10を同欄の 9 とし、同欄の11を同欄の10とし、同欄の12を同欄の11とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

副出納長専決事項

事務の種類	副出納長専決事項
1 支出に関する事務	1 1 件5,000万円以上7,000万円未満の補償、補填及び賠償金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 2 1 件2,000万円以上7,000万円未満の公有財産購入費及び備品購入費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 3 1 件1 億円以上 2 億円未満の負担金、補助及び交付金及び貸付金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 4 1 件2 億円以上 5 億円未満の工事請負費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 5 1 件7,000万円以上の扶助費及び償還金、利子及び割引料の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。

	6 別表第 1 第 1 号に規定する支出負担行為について出納長の確認済みのものを支払うこと。
2 出納機関への協議に関する事務	1 収入又は支出の原因となる規程（条例及び規則を除く。）の制定又は改廃について協議を受けること。 2 1 件500万円以上2,000万円未満の普通財産の売却及び1 件2,000万円未満の重要物品の処分について協議を受けること。 3 1 件500万円以上7,000万円未満の需用費（単価契約によるものを除く。）、使用料及び賃借料及び備品購入費について協議を受けること。 4 1 件2,000万円以上7,000万円未満の投資及び出資金について協議を受けること。 5 1 件2,000万円以上7,000万円未満の委託料（国及び地方公共団体へ委託するものを除く。）について協議を受けること。 6 1 件1 億円以上の負担金、補助及び交付金及び単年度貸付金について協議を受けること。 7 1 件500万円未満の賠償金について協議を受けること。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

グループリーダー専決事項

事務の種類	グループリーダー専決事項
1 支出に関する事務	報酬、賃金、旅費、需用費（電気料、ガス料、水道料、法令集追録代、定期刊行物購読料、庁用乗用自動車使用料及びガソリン代（用品調達等特別会計から支出するものを除く。）に限る。）、役務費（通信運搬費に係るものに限る。）、償還金、利子及び割引料（送金支払未済金に係るものに限る。）及び1 件300万円未満の経費（補償、補填及び賠償金を除く。）の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。
2 歳入歳出外現金に関する事務	国税、住民税、社会保険料及び1 件300万円未満の歳入歳出外現金を支払うこと。
3 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事務	1 額面金額300万円未満の有価証券の出納を行うこと。 2 1 件300万円未満の金券を受け入れること。

附 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。